

資料 6 - 2

(環境省 モデル事業)

高齢者ごみ出し支援制度導入ガイドンス(案)

<地方公共団体向け>

(参考資料) 事例集

(抜粋)

【平成 30 年度・令和元年度調査】

令和 2 年 3 月

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

事例14 新潟市（新潟県）

ささえあい・たすけあい コミュニティの力で高齢者のごみ出し支援

自治体プロフィール

取組地域（自治体）	新潟県新潟市		
地域の特徴	日本海、信濃川、阿賀野川のほか、多くの潟に代表される水辺空間と自然に恵まれている。市域の約半分を農地が占める農業都市である。平成25年、環境モデル都市に選定された。		
人口	788,053人（令和2年2月現在）	高齢化率	29.3%（令和2年2月現在）
一般廃棄物収集運搬形態	直営・委託・ 直営と委託	収集方式 （普通ごみ、資源物）	ステーション収集
		（粗大ごみ）	戸別収集
収集体制等	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年6月から家庭ごみを有料化し、10種13分別による収集を開始。 収集品目は、有料で収集するごみ3種（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ）と、無料で収集する資源ごみ7種（プラマーク容器包装、ペットボトル、飲食用・化粧品びん、飲食用缶、古紙類（4分別）、枝葉・草、特定5品目）。 「燃やすごみ」の直営収集を一部地域で行う以外は、収集を民間委託しており、直営と委託の比率は概ね3:97である。 		

I. 支援制度概要

支援制度名	新潟市ごみ出し支援事業	開始年月	平成20年6月
制度の主体	環境部廃棄物対策課	支援の主体	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、地区社協、その他の地域団体
支援制度のタイプ	コミュニティ支援型		
ごみ出し支援者	団体内で支援員を募る	収集車両	—
利用世帯数	729世帯（令和2年2月）	支援の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 燃やすごみなどは、玄関前からごみ集積場まで 粗大ごみは、家屋内から玄関前まで
声かけ	支援金の対象にはならない	利用者負担	なし
ごみ出し支援に付随した見守りネットワークの有無			なし
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> 自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、地区社協のほか、老人クラブ、NPOなど非営利の地域団体がごみ出しの支援を行った場合に、市が支援金を交付。 支援金は、「燃やすごみなど」を利用者の玄関先からごみ集積場に排出した場合、利用者1名への支援で1日につき150円、「粗大ごみ」を利用者の家屋等から玄関先に排出した場合、利用者1名への支援で、1日につき600円を交付。 		

Ⅱ. 制度設計

a. 導入前：何故、ごみ出し支援制度を導入したか

導入の経緯	家庭ごみの有料化に伴い生じる手数料収入の使い道に関し、市民アンケートを行った結果、「高齢者・障がい者世帯に対するごみ出し支援」への支持が多数を占めたことから、平成 20 年 6 月に開始した新ごみ減量制度に合わせて、ごみ出し支援事業を導入した。
制度設計をする際の調整等	支援金額の設定については、他市で実施していた同様事業の支援金額、当時の県最低賃金等を参考に算出した。

b. 導入・運用：困難は、どこに潜んでいるか

制度の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ支援型による支援を実施。 ・支援の対象とするか否かの判断、利用者と協力員のマッチングは支援団体が行っている。
実施要綱 運用マニュアル	<p>支援団体募集チラシに記載がある。 https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recycl/seidoannai/furtherance.files/gomidashi-shien.pdf</p>
支援制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ、自治会・町内会向け制度案内冊子への掲載のほか、クリーンにいがた推進員（ごみ減量等推進員）向け研修会（年 2 回）で制度周知を実施。 ・民生児童委員、社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー、介護・障がいサービス提供事業者などの福祉関係者にも制度周知を実施。 ・現在、市に登録された支援団体の約 9 割が自治会・町内会であるが、自治会・町内会長は 1～2 年で交代する場合も多いため、継続した制度周知が必要。 ・支援団体の登録数は順調に増加しており、制度開始当初は 19 団体からスタートしたが、令和 2 年 2 月末では 238 団体、利用者 729 世帯、協力員 731 名が登録済み。

～ 事業の流れ～

① 利用者・協力員を決定
（回覧板等で募集、民生委員に相談など）

② 利用者と打ち合わせ
（出すごみの品目、ごみ出し場所・時間）

③ 団体登録

④ ごみ出し

⑤ 実績報告（1ヶ月ごと）

⑥ 支援金（1ヶ月ごと）

⑦ 活動費支払い

協会員へ活動費を支払う場合に、団体内で事務費相当を差し引いても構いません。

自治会・町内会
地域コミュニティ協議会
地区社会福祉協議会など

新潟市
（廃棄物対策課）

利用者

協会員

事業の流れは次のとおり。

- ① 支援団体ごとに利用者（ごみ出し困難者）・協力者（支援を担うボランティア）を決定（回覧板等を使い利用者、協力員を募集）
- ② 利用者と出すごみの品目、場所、時間などを打ち合わせ
- ③ 支援団体の登録（市に登録申請書を提出）
- ④ ごみ出しを支援
- ⑤ 実績報告書の提出（1 か月分の支援実績を支援団体において取りまとめ、毎月提出。）

	<p>⑥市から支援団体に支援金を振込(毎月支払い)</p> <p>⑦支援団体から協力員へ活動費支払い</p> <p>支援金の使途制限はなし。支援金は支援団体を経由し、協力員に支払われているケースが大半である。</p> <p>以降、④から⑦の手順を毎月繰り返す。</p>
申請者、面談の有無、面談同席者、支援の可否	<p>ごみ出し困難者が「利用者」になるまで</p> <p>【利用者の把握】</p> <p>支援が必要な場合は以下から支援団体に支援の相談がされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢や障がいのためごみ出しが困難な世帯または別居親族 ・ごみ出しが困難な世帯を支援する福祉関係者 ・地区の民生委員 ・自治会役員や近隣住民 <p>【支援の必要性の判断】</p> <p>同居人、近隣在住の親近者の有無、ごみ出しが困難な程度などから支援団体が支援の要・不要を判断する。</p> <p>【利用者名簿の提出】</p> <p>支援団体が支援を実施する場合、利用者名簿に新たに支援を受ける人の住所・氏名を記載し、市に名簿を提出。</p>
運用体制および部局内、外部機関との連携	<p>市の事務処理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録申請書、毎月の実績報告書は廃棄物対策課または区役所窓口で受付。 ・担当は環境部廃棄物対策課(区役所窓口での受付書類は廃棄物対策課に回付)。 <p>廃棄物対策課での事務処理は主に事務職員1名が行い、周知活動実施の際は副担当1名が同行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係者から、支援団体の登録状況確認(ごみ出し困難者の居住地区に支援団体の有無)のため、問い合わせがあり資料を提供している。
利用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出しが困難な高齢者及び障がい者の世帯であること。 ・介護や障がいの等級は問わない。 ・同居人や近隣在住の親近者でごみ出しの支援を行うことができる者がいないこと。
ごみ出し支援の方法(対象、回収頻度、方法)	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、ごみ出しが困難な高齢者、障がい者等の世帯のごみ出しを支援する団体に対し、市が支援金を交付するもの。 <p>【支援金の対象になる支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「燃やすごみなど」を利用者の玄関先からごみ集積場に排出した場合 <p>制度上、月支援利用回数の上限(例えば月8回まで等)設定はないが、本市のごみ収集が週最大5日稼働であるため、必然的に月の最大稼働日数を超えない範囲が限度になる。</p> <p>支援内容は、利用者と協力員が話し合い、事前に支援頻度、ごみ袋の置場等を決めておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「粗大ごみ」を利用者の家屋等から玄関先に排出した場合
収集時の声かけ	<p>声かけや安否確認のための訪問のみを実施した場合は支援金の対象外ではあるが、支援団体が利用者の状況を考慮し、ごみ出し支援のための訪問に合わせて実施しているケースもある。</p>
見守りネットワーク	なし

利用者に対する 継続支援の確認	継続支援の必要がなくなる場合、利用者が親族等と同居、施設入所、死亡等による理由が考えられるが、利用者本人や福祉関係者から支援団体に「継続支援不要」の申し出がある。 市から直接、利用者本人に「今後の継続支援の要・不要」を聞き取ることはない。
制度の見直し	地域社会の高齢化に伴い、支援を担う団体や協力員も高齢化し、支援の継続や制度の維持が困難になっていくと予想される。直接支援による支援提供も視野に入れ、持続可能な制度とするための検討・見直しに取り組んでいく必要がある。
予算の現状および 経費の実態	平成 20 年 6 月から開始した家庭ごみの有料化に伴い発生する家庭ごみ収集手数料収入は、当初から「資源循環型社会促進策」、「地球温暖化対策」、「地域コミュニティ活動の振興」の 3 つの用途に限って支出することを市民と約束した「市民還元予算（一般財源内）」という取り扱いをしている。本事業は、そのうち「地域コミュニティ活動の振興」に分類され予算を得ている。
参考アドバイス	【ごみの収集運搬の許可との関係について】 他人のごみを収集運搬することについて、本市では燃やすごみなどはごみ集積場から、粗大ごみは戸別収集のため玄関先から収集運搬することに関しては許可が必要であるが、家庭からそれらの場所に排出する段階である本制度の行為に関しては、許可は不要と整理している。

c. 支援制度の実績、工夫：こうすればスムーズに導入できる	
取組みの実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年: 団体数 178、利用者数 503 世帯、協力員数 530 名 決算額 5,900 千円 平成 29 年: 団体数 195、利用者数 624 世帯、協力員数 604 名 決算額 6,638 千円 平成 30 年: 団体数 216、利用者数 650 世帯、協力員数 644 名 決算額 7,023 千円
実施における工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティにおける共助(助け合い)の意識を育むことを大切に考えている。 ・地域の共助意識とやる気を尊重するため、厳密で詳細な取り扱いや決まり事を設けていないが、その分、市の家庭ごみの収集回数から勘案したり、粗大ごみの申込情報を確認するなどして、誤りや不正な実績報告内容にならないよう、事務処理をしている。

Ⅲ. 今後の課題 ～発展的な支援のあり方は何か～	
取組における課題	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の支援団体(ボランティア団体)においては、協力員の高齢化や利用希望が多くなり、協力員の担い手が不足する状況がある。
課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会・町内会への直接的な周知のほか、福祉関係者からも制度周知や支援団体になってもらうための働き掛けを行ってもらい、支援団体数の増加を目指している。
実施上重視していること	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係者にも、積極的に制度周知、支援団体の支援状況等の情報提供を行い、制度への理解と支援団体の増加を目指している。 ・実績報告書に記載不備があり支援団体に電話連絡する機会があるが、その際に支援状況等の聞き取りを行い、現状把握や課題の洗い出しができるよう、できる限り支援団体とコミュニケーションを心がけている。
今後、検討したいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を担う団体や協力員も今後更に高齢化し、支援の継続や制度の維持が困難になっていくと予想される。 ・直接支援型により支援範囲の補完など、直接支援による支援提供も視野に入れ、持続可能な制度とするための検討・見直しに取り組んでいきたい。